

個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業実施要綱

令和5(2023)年4月1日付け気対第34号

環境森林部長通知

(事業目的)

第1条 個人住宅用太陽光発電設備等導入支援事業(以下「本事業」という。)は、補助金を交付することにより、県民による自家消費を目的とした太陽光発電設備及び蓄電池(以下「太陽光発電設備等」という。)の一体的な導入を促進し、県内の温室効果ガス排出量の削減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「法」という。)第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。
- (2) 住宅 個人が住居として使用する県内に所在する戸建住宅(店舗、事務所等との併用するものを含む)をいう。
- (3) 自家消費型太陽光発電設備 太陽光を利用して電力を発生させる設備及びパワーコンディショナー、架台その他のこれに附属する設備であり、かつ、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。))第9条第4項に基づく固定価格買取制度(以下「FIT」という。)又はFeed in Premium制度(以下「FIP」という。)の認定を取得せず自家消費を目的としたものをいう。
- (4) 蓄電池 充電を行うことで電気を蓄え、繰り返し使用することができる電池(二次電池)をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる全ての要件に適合するものでなければならない。

- (1) 自らが居住する住宅又は住宅の敷地内に新たに太陽光発電設備等を一体的に導入し、発電した電力を自らが居住する住宅において使用すること。
- (2) 県税の滞納がないこと。
- (3) 栃木県暴力団排除条例(平成22年栃木県条例第30号)第6条の規定に基づき、次のいずれかに該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団
 - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、別表1に定める要件の全てに適合する太陽光発電設備等を一体的に導入す

る事業とする。

2 第1項の事業に係る契約及び発注は、本実施要綱の施行の日以後に締結されたものに限る。

(補助対象経費及び補助額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表2によるものとし、予算の範囲内で交付する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は令和5（2023）年4月1日から施行する。

別表1 補助対象事業の要件（第4条関係）

設備	内容
太陽光発電設備	<ol style="list-style-type: none">1 中古設備でないこと。2 蓄電池と一体的に導入すること。3 リース設備（PPA含む）でないこと。4 本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量の30%以上を自家消費すること。5 発電量を計測する機器を備えること。6 再エネ特措法第9条第4項に基づくFIT又はFIPの認定を取得しないこと。7 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないこと。8 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）。

蓄電池	<p>1 中古設備でないこと。</p> <p>2 太陽光発電設備と一体的に導入すること。</p> <p>3 リース設備でないこと。</p> <p><定置型の場合></p> <p>(1) 申請時点において、国の補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「SII」という。）により登録されている製品であること。</p> <p>(2) 蓄電容量（単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量をいい、原則としてSIIに登録されている蓄電容量を用いるものとする。）1 kWhあたりの価格（本体、パワーコンディショナー及び設置に係る工事費の価格、消費税及び地方消費税を除く）が15万5千円以下であること。</p> <p>(3) 1台あたりの蓄電容量が4,800Ah・セル未満であり、かつ、JEM規格で定義された初期実効容量が1 kWh以上であること。</p> <p>(4) 太陽光発電設備により発電した電気を蓄電するものであり、停電時にのみ利用する非常用予備電源ではなく、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。</p> <p>(5) 次の要件をすべて満たしていること。</p> <p>ア 蓄電池パッケージ</p> <p>蓄電池部とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。</p> <p>イ 性能表示基準</p> <p>初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。</p> <p>(ア) 初期実効容量</p> <p>製造業者が指定する工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。</p> <p>(イ) 定格出力</p> <p>蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。</p> <p>(ウ) 出力可能時間</p> <p>蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。</p> <p>(エ) 保有期間</p> <p>法定耐用年数の期間、適正な管理・運営を図ること。</p> <p>(オ) 廃棄方法</p>
-----	---

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

(カ) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

ウ 蓄電池部安全基準

(ア) リチウムイオン蓄電池の場合、蓄電池部が「JIS C8715-2」に準拠したものであること。

※平成28（2016）年3月末までに、平成26（2014）年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011（一般社団法人電池工業会発行）とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した商品であるとみなす。

(イ) リチウムイオン蓄電池以外の場合、蓄電池部が平成26年4月14日消防庁告示第10号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること。

エ 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池の場合のみ）

蓄電システム部が「JIS C4412-1」又は「JIS C4412-2」に準拠したものであること。

※「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈別表第八」に準拠すること。

※平成28年3月末までに、平成26年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C4412-1」又は「JIS C4412-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。

オ 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池の場合のみ）

蓄電容量が10kWh未満の場合、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であり、かつ、IECEE-CB制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。

カ 保証期間

メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。

※1 当該機器製造事業者及び蓄電システムの製造を製造事業者

	<p>託し、自社の製品として販売する事業者の保証を除き、当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）はメーカー保証とは認められない。</p> <p>※2 メーカー保証期間内の保証費用は無償であること。</p> <p><車載型（外部給電が可能な車両及びV2H充電設備）の場合></p> <p>(1) 国が行う「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」（以下「CEV補助金」という。）の交付対象となる車両及びV2H充放電設備の導入であること。</p> <p>(2) 原則として太陽光発電設備により発電した電気を充給電するものであること。</p>
--	--

別表2 補助対象経費及び補助額（第5条関係）

補助対象経費	補助額	上限
太陽光発電設備導入費	7万円/kW（定額） ※太陽光パネルとパワーコンディショナーの定格出力の低い値（小数点第2位以下切り捨て）に乗じて算出	4kW
蓄電池導入費	<定置型> ・補助対象経費（※）の1/3 ※蓄電池本体、蓄電池に係るパワーコンディショナー及び工事費（消費税及び地方消費税は除く）	5kWh
	<車載型> ・車両：蓄電容量×2万円/kWh ・V2H：本体価格の1/2	CEV補助金の 銘柄ごとの補助金交付額